

事業名	旧軍人遺族等援護費		
細事業名	特別弔慰金集中処理事業費	財務コード	169907
担当部課室	福祉保健 部 国保援護 課 援護恩給 担当 (内線)	3121	

調書番号	28
------	----

I 事業の概要

実施期間	始期 H27 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
目的	だれ(何)を対象に 特別弔慰金の受給権を有する戦没者等の遺族(基準日に公務扶助料等の受給権者がいない戦没者の遺族、援護法による弔慰金の受給権を取得した遺族)	その対象をどのような状態にして 請求書類を受理し、裁定等の処理を行うことで、特別弔慰金を受給する機会が適正に確保されている	結果、何に結びつけるのか 国から特別弔慰金を受給できる(記名国債を受理できる)
	内容 ①請求書受付(県内市町村分、他都道府県分) ②請求書進達(県内在住者請求で戦没者の本籍が他都道府県であるもの) ③審査、補正 ④裁定(可決、却下)、取下げ ⑤システム処理、⑥厚生労働省への報告(裁定件数等) ⑦印鑑届出書等の送付(財務省)、⑧裁定通知書送付		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

区分	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
活動指標	特別弔慰金請求書の受付件数	目標			5,000	4,500	2,000	200	45
		実績(見込)			5,689	2,200	1,525	267	
		達成率			113.8	48.9	76.3	133.5	
		達成区分			b	c	c	a	
成果指標	特別弔慰金請求書の裁定等件数	目標			2,000	5,000	2,000	320	60
		実績(見込)			1,948	5,633	1,695	390	
		達成率			97.4	112.7	84.8	121.9	
		達成区分			b	b	b	a	
決算(予算) 単位:千円				1,848	2,958	2,852	559	183	

III 事業の評価(平成29年度の業績評価)

活動指標	b	評価 受付見込件数を正確に把握することは、困難であり、やむを得ない。 受付期間(平成27年4月から平成30年4月)中の、受付見込件数10,000件に対し9,414件、94.1%を受付済である。 (平成28年度以降の目標値(受付見込件数)は、前年度までの実績をもとに各年度の見込みを推計したものであるため、合計が10,000件を超えている。)
成果指標	b	

・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。
 ・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

IV 見直しの必要性(平成31年度に向けた改善等の考え方)

県関与の必要性	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い	<input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる	<input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明	<input type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input checked="" type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 <input type="checkbox"/> その他 ()		
有効性(成果向上)	判定	<input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能	<input type="checkbox"/> 成果向上が可能	<input checked="" type="checkbox"/> 成果向上はあまり望めない
	説明	一定数量の請求書を受け、それらについて処理済としており、これ以上の成果向上の余地は限定的である。		
見直しの余地	判定	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある	<input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明	<input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		
その他	説明	平成32年4月から次回特別弔慰金の請求受付を開始することが、既に決まっているため。		
見直しの必要性	無	平成32年度から平成34年度までの3年間に約10,000件の受付が見込まれ、それらについて裁定等を行う必要がある。		

V 見直しの方向(平成31年度当初予算等での対応状況)

現行どおり	説明
-------	----

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、IV見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。